

(財団) 林業機械化促進事業実施要領

令和4年4月1日付4農振財森第7号
一部改正 令和5年4月1日付4農振財森第1333号
一部改正 令和6年4月1日付6農振財森第5号
一部改正 令和7年4月1日付7農振財森第60号

(趣旨)

第1条 林業機械化促進事業（以下、「本事業」という。）の実施については、(財団)林業機械化促進事業実施要綱（令和4年4月1日付4農振財森第5号）及び(財団)林業機械化促進事業費助成金交付要綱（令和4年4月1日付4農振財森第6号）に定めるほか、この要領に定めるところによるものとする。

(事業の内容等)

第2条 財団は、大型林業機械や先端技術の導入による労働強度の軽減、安全・効率的な作業等の促進のため、別表1の要件を満たす者を対象として、同表に定める経費について助成するものとする。

(事業対象者への助成)

第3条 財団は、本事業の事業対象者に対し、この要領に定めるところにより、予算の範囲内において助成するものとする。

(林業機械整備計画)

第4条 財団は、林業機械の購入またはリース時の物件費助成を受けようとする林業経営体等に、林業労働力総合対策事業におけるレベルアップ計画及び当該機械の導入による事業の合理化等を記載した林業機械整備計画を作成・提出させる。レベルアップ計画の手続きについては、(財団)林業労働力総合対策事業実施要領第4条の規定を準用する。

ただし、このうちレベルアップ計画について東京都林業事業体認定要綱（平成10年12月24日付10労経農林第1356号）に基づく改善計画の認定を受けた林業経営体（以下「認定事業体」という。）は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づく、労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画（以下「改善計画」という。）を以てこれに代えるものとする。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 林業機械・装備等の整備費用助成要件

1 対象者及び助成率

助成の種類	対象者	助成率	備考
林業機械の購入またはリース時の物件費助成（回送経費・運転指導費を含む）	認定事業者 ※ 林業機械整備計画に該当の機械導入について記載されていること。	2/3以内 ※対象機械は2のとおり。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が都内の森林整備で自ら使用する機械の購入またはリース費用について助成する。 ・費用対効果分析を行い、比率が1.0以上あること。 ・複数業者から下見積を取り、価格の妥当性を確認すること。 ・機械購入の場合は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間、当該機械の稼働日数、労働生産性、事業量、稼働現場における作業実態を証明する書類（契約書の写し等）等の報告を行うこと。 ・購入した機械には、東京都の林業機械化促進事業を活用して購入したことを識別できる表示を行うこと。表示の際は、塗料等の容易に剥がすことができないものを用いること。
	（財団）林業労働力総合対策事業におけるレベルアップ計画を提出している者のうち、以下のいずれかの要件を満たす者。 1 自らが所有又は管理権限を持つ森林において素材生産を行う林業経営者 2 当該機械を森林経営計画樹立森林において使用する林業経営者	1/2以内 ※対象機械は2のとおり。	
	※ 「林業経営者」については以下の（1）（2）を満たす者とする。 （1）年間90日以上、自ら又はその雇用者をして、都内で森林施業を実施すること。 （2）林業労働者を雇用する場合、その雇用者について、労働保険及び社会保険に加入すること（任意適用を除く） ※ 林業機械整備計画に該当の機械導入について記載されていること。	9/10以内 ※対象機械は3のとおり。	

助成の種類	対象者	助成率	備考
林業機械のレンタル料助成	以下のいずれかの要件を満たす者。 1 認定事業体 2 自らが所有又は管理権を持つ森林において素材生産を行う林業経営者 3 当該機械を森林経営計画樹立森林において使用する林業経営者 ※1 財団が実施する主伐事業に使用するものについては対象としない。 ※2 「林業経営者」については以下の(1)(2)を満たす者とする。 (1) 年間90日以上、自ら又はその雇用者をして、都内で森林施業を実施すること。 (2) 林業労働者を雇用する場合、その雇用者について、労働保険及び社会保険に加入すること(任意適用を除く)	1 / 2 以内 ※対象機械は2のとおり。	・対象者が都内の森林整備で自ら使用する機械のレンタル料について助成する。
		4 / 5 以内 ※対象機械は3のとおり。	

2 対象機械 (先進技術以外)

<ul style="list-style-type: none"> ・ハーベスタ ・フェラーバンチャー ・プロセッサ ・スキッド ・タワーヤーダ ・スイングヤーダ ・フォワーダ ・林内作業車 ・グラップルソー ・グラップルクレーン ・グラップルクレーン付トラック ・バックホウ ・ログローダ ・ラジコン式自走搬器 ・移動式製材機(※注) ・移動式チップパー ・自走式ウインチ 	<ul style="list-style-type: none"> ・グラップル付きバックホウ ・ロングリーチグラップル ・ロングリーチハーベスタ ・トラック ・ユニック付トラック ・集材機 ・無人航空機(指導料・オペレーター費用含む)(注) ・レーザー測量機器(ソフトウェア、指導料・オペレーター費用含む) ・高所作業車 ・その他理事長が必要と認める機械等
---	--

(注) レンタルのみ

3 対象機械（先進技術）

- ・ 林業先進技術導入事業で検証された林業機械を含む IoT 等の先進技術を搭載した林業機械
- ・ 林業先進技術導入事業でリストに記載された機械
- ・ その他理事長が必要と認める機械等

※先進技術とは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) コンピューター制御され、デジタル技術により計測、通信、画像判読、集計を行う等情報の交換が可能（スマート化）
- (2) 遠隔操作により、無人での作業が可能
- (3) 自ら（機械）及び立木の位置情報を持ち、それにより自動運転、自動走行が可能
- (4) 一つのアタッチメントで伐倒、枝払い、玉切り、集積作業に加え、森林施業に関連したその他の作業にも対応可能